様式第1-2号

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)公告

修繕請負契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水 道公社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札 (事後審査型)執行要領の規定によるものとする。

令和7年10月6日

公益財団法人埼玉県下水道公社 理事長 武井 裕之

記

1 入札対象			
(1) 件名	焼却炉設備等修繕		
(2) 場所	元荒川水循環センター(桶川市小針領家地内)		
(3) 期間	契約確定の日から令和8年3月13日まで		
(4) 概要	ア 施工内容		
	元荒川水循環センターに設置され	ている2号焼却炉設備の定期	
	点検並びに摩耗劣化部品の交換、ケ	ーキ移送設備・汚泥消化設備	
	の整備並びに摩耗劣化部品等の交換	、遠心濃縮機の開放点検及び	
	試運転調整作業一式		
	イ 主要設備		
	・ 2 号焼却炉(53 t /日)	1基	
	·遠心濃縮機(60m3/h)	2 台	
	・No. 2ケーキ移送ポンプ	1 台	
	・汚泥消化設備	1 式	
(5) その他	本件は、公益財団法人埼玉県下水道公	社修繕等共同企業体取扱要綱	
	(以下「共同企業体要綱」という。)第6	条第5項の規定による県内企	
	業を構成員に含む修繕等共同企業体も対	象とする修繕である。	
2 落札者の決定方	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水	道公社一般競争入札(事後審	
法	査型)執行要領(以下「執行要領」とい	う。)に基づき、以下のとおり	
	落札者を決定する。		
	(1) 価格競争方式により落札候補者を流	夬定する。	
	(2) 落札候補者について、入札参加資格	を満たしているか否かの審査	
	を行う。		

	(0) ##
	(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確
	認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方	│ 本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。 │
法	
4 設計図書等	令和7年10月 6日(月) 10時00分から
	令和7年10月21日(火) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 担当者 新井
	設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書(以下
	「設計図書等」という。)の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すと
	おりとする。
	なお、設計図書等については、下水道公社ホームページからダウン
	ロードすることができる。
5 競争参加資格確	令和7年10月15日(水) 10時00分から
認申請書の提出	令和7年10月21日(火) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社
	入札参加を希望する者は、執行要領第9条に規定する競争参加資格
	確認申請書(以下「確認申請書」という。)を書面により提出すること。
	また、修繕等共同企業体にあっては共同企業体要綱に規定する修繕等
	共同企業体協定書並びに委任状を書面により提出すること。
6 設計図書等に関	令和7年10月 7日(火) 10時00分から
する質問	令和7年10月15日(水) 16時00分まで
	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に
	質疑書を書面により提出すること。
7 質問に対する回	令和7年10月17日(金) 16時00分まで
 答	質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページ
	で公表する。
	│ │ 入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームペ
	│ │一ジで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、
	│ │入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべ
	 ての入札参加者に適用する。
8 入札執行の日時	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがあ
等	る。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。
	(1) 入札日時
	令和7年10月22日(水) 14時00分
	(2) 入札場所
9 入札に参加でき	単体企業又は2者若しくは3者による修繕等共同企業体(以下「修
る者の形態	繕等共同企業体」という。)とする。単体の場合にあっては他の修繕等
	共同企業体の構成員となっていないこと。修繕等共同企業体における
	THE TANK OF THE PROPERTY OF TH

	運営形態及び代表者の選定については、共同企業体取扱要綱によるこ			
	と。ただし、以下の形態をとることはできない。			
	(1)本件入札 	において複数の修	繕等共同企業体の様	構成員となること。
10 入札に参加する	当に必要な資格			
(1) 建設業の許可	機械器具設置コ	事業		
	単体企業又に	よ修繕共同企業体 <i>0</i>)各構成員は、建設	業法(昭和24年法
	律第 100 号) 第	第3条の規定による	る、上に示す建設業	の許可を受けてい
	る者であること	•		
(2) 資格者名簿へ	令和7・8年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工			
の登載	事)(以下「資格者名簿」という。)に、上記「(1)建設業の許可」に		建設業の許可」に	
	示す業種で登載	ぱされた者であるこ	こと。ただし、競争	入札参加資格審査
	結果通知書にお	いて資格の有効期	閉間の始期が公告日	以前である者に限
	る。なお、下欄	「(8)その他の参加	µ資格」ウただし書	きに該当する者に
	あっては、埼田	ミ県知事が別に定め	りる競争入札参加資	格の再審査を受け
	ていること。			
(3) 所在地	単体企業又は修	多繕等共同企業体	-	_
	の代表構成員			
	資格者名簿に	ご登載された「本席	ち又は主たる営業所	」の所在地につい
	ては問わない。			
	修繕等共同企業	美体の代表構成員	その他構成員の1	者以上は、「本店又
	以外の構成員(以下、「その他構	は主たる営業所」	が埼玉県内にある
	成員」という)		こと。	
(4) 格付	業種機械器具設置工事業			
	格付	単体企業又は修繕	繕等共同企業体の	A 級
		代表構成員		
		その他構成員		A級
(5) 施工実績	単体企業又は	1回の契約金額	質が4,000万円	以上の下水道終末
	修繕等共同企	処理場または浄ス	k場における汚泥処	理設備(汚泥焼却
	業体の代表構	炉設備を含むもの	のに限る。)の新設、	増設、改築工事又
	成員	は修繕		
		契約の締結日に	こかかわらず、平成	27年4月1日以
		降公告の日までの	D間に、国(公共工	事の入札及び契約
		の適正化の促進に	こ関する法律施行令	(平成 13 年政令第
		34号)第1条に対	規定する法人を含む	`。)、地方公共団体
		(地方自治体が出	出資する法人を含む	。)又は地方共同法
		人日本下水道事業	Ě団との請負契約に	より、上に示すエ
		事又は修繕を元	請として完成させた	た実績を有するこ
		と。		

	Γ		Т	
			上記の施	工実績は、資格者名簿に登載された「本店
			又は主たる	営業所」又は「営業所」以外の営業所等の
			実績も認める。	
			なお、特定:	企業体による請負の施工実績については、
			代表構成員	に限ることなく、契約金額出資比率相当額
			(特定企業	体の出資比率を契約金額に乗じたもの。)と
			する。	
	その他	構成員	問わない	
(6) 配置予定の技	資格	建設業	法に規定され	した資格
	経験	単体企	業又は修繕	本件入札の公告日までに、下水道終末
		等共同	企業体の代	処理場又は浄水場における機械設備の修
		表構成	員	繕又は工事において、全工期(準備期間、
				後片付け期間及び機器等の工場制作のみ
				が行われている期間を除く。)にわたり現
				場代理人、主任技術者又は監理技術者と
				して従事した経験を有する者であるこ
				٤.
				なお、専任の監理技術者等とは別にエ
				場制作を管理する監理技術者等を配置す
				る場合は、工場制作等を管理する監理技
				術者等の経験は問わない。
		その他	構成員	問わない
	ア入	札に参加	ロしようとす	 る者は、上に示す資格及び経験を有する者
	を、こ	本件の主	E任技術者又(は監理技術者として配置すること。
	イ 専	任の配置	置予定技術者	は、当該者が在籍する入札参加者と、「5
	競争:	参加資格	各確認申請書(の提出」に記載した確認申請書の提出期限
	日の	3 月以前	から恒常的な	な雇用関係にあること。また、専任の配置
	予定:	技術者に	は、営業所の耳	専任技術者と兼務することはできない。
	ウ配	ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争		
	入札:	入札参加資格等確認資料(以下「確認資料」という。)に記載するこ		
	٤.			
	ー・ エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反			
	の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。			
	オ 本件は「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の			
	専任	に係る耳	双扱い要領」	(以下「技術者の専任要領」という。) の対
	象と	する。		
	力本	件は、「2	· 益財団法人:	埼玉県下水道公社発注修繕等における専任
	特例	監理技術	所者等の配置(に係る要領」の対象とし、建設業法第26
				の規定の適用を受ける監理技術者等の配置
		める。		
		. • •		

(7) 現場代理人	本修繕は「現場代理人の常駐規定の緩和について」により、常駐を
	要する期間においても常駐規定を緩和する。
	現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は修繕着手日について
	は、契約締結後に受注者は発注者と協議することができる。
(8) その他の参加	ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の
資格	規定に該当しない者であること。
	イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規
	定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者で
	ないこと。
	ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開
	始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 1
	1年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされて
	いる者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経
	営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札
	参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
	エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこ
	と(別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札へ
	の参加を制限する運用基準」参照。)。
	オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係
	る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けて
	いない者であること。
	カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係
	る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていな
	い者であること。
	キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る
	入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けてい
	ない者であること。
	ク 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得してい
	ること。
	ケ 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に
	基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に
	基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基
	づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、
	上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者
	は、この限りでない
11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	免除する。
13 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の 10 分の 1 以上(当該金額に 1 円未満の端数
	があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保
	証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

	(2) %h (+ ± ; ±		
	現金による納付の場合は、以下の口座に振り込むものとする。		
	契約保証金振込口座		
	銀 行 名 埼玉りそな銀行県庁支店		
	口座名義 公益財団法人埼玉県下水道公社		
	口座番号 4630836		
	(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免		
	除する。		
	ア 保険会社との間に埼玉県下水道公社を被保険者とする履行		
	保証保険契約を締結した者		
	イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融		
	機関と埼玉県下水道公社を債権者とする工事履行保証契約を		
	締結した者		
	(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受ける		
	ことにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由に		
	より契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。		
14 支払条件			
(1) 前金払	する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切		
	り捨てる。)。		
(2) 部分払	しない。		
15 支払方法	完成検査終了後、一括精算		
16 現場説明会	開催しない。		
17 入札に関する			
注意事項			
(1) 入札の執行	ア 確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点において参		
	加資格がない者は入札に参加できない。		
	イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。		
(2)入札書に記載	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。		
する金額	なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。		
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(様式第6-2号)を		
	作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。		
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。		
(1) (1)	/ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。		
	ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未		
	プー前回の人札において、無効の人札を打った有及の最低制限価格系		
(5) 1 +1 0 ±0 18			
(5) 入札の辞退	執行要領第16条の規定による。		
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるときは、		
	くじにより落札候補者を決定する。		

(7) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札者の押印のない入札書による入札 イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札 書による入札 ウ 金額の訂正のある入札書による入札 エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札 オ 入札に参加する資格のない者がした入札 カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかで ない入札書による入札 キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札 ク 他人の代理を兼ねた者がした入札 ケ 2 通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の代 理をした者がした入札 コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ 明らかに談合によると認められる入札 シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者 同士がした入札 ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札 セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 18 その他 (1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返 却しない。 (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を本件の現場に配 置すること。 (3) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領 に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当 該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (4) 入札参加者は、(3) に定めること以外に、入札後、この公告、設 計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由とし て、異議を申し立てることはできない。 (5) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社修繕・工事請 負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して 入札に参加すること。 19 この公告に関 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川左岸北部支社 担当者 新井 する問い合わせ 電話番号 048-728-2011

048-728-2013

先

FAX 番号